

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種のご案内

1 肺炎について

現在、日本における死亡原因において肺炎（誤嚥性は除く）は約5%（令和5年：全死因のうち第5位）を占めており、肺炎で亡くなる方の95%以上が65歳以上の方とされています。**そのうちの4割近くは肺炎球菌という菌が原因**とされており、体力が落ちてくる年齢（65歳以上）になると免疫力も低下し、肺炎球菌が原因で肺炎を発症する人が増えてきます。

2 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について

高齢者に対する肺炎球菌ワクチン予防接種は、免疫力の低下により肺炎等で死亡したり、重症化することを予防するためのものです。

3 費用助成の対象者について

今までに一度もこの予防接種（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を受けたことの無い方に接種費用の助成を行っております。

次の①、②のいずれかに該当し、今までに一度も肺炎球菌の予防接種を受けていない方は、同封の接種券を使って接種を受けることができます。

① 接種日時時点で65歳の方

※ 65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間、接種を受けることができます。

② 接種日において60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方（身体障害者手帳1級相当）

※ 2回目以降の接種や66歳以上の方については定期接種の対象とはならず、全額自費の任意接種となりますので十分ご注意ください。

4 予防接種を受けるには

① 接種券の裏面に記載の取扱医療機関などに直接電話をして予約をしてください。

② 予約日に①接種券と②自己負担金、③マイナンバー保険証など氏名・住所・生年月日がわかるもの、（④費用免除対象の方は市から発行された自己負担金免除確認書）を持参し、医師の診断を受けて接種を受けてください。

※ 肺炎球菌ワクチンの予防接種は一度の接種で生涯免疫を得られるものではありません。2回目以降の接種が決められているものではありませんが、5年が経過した後は任意接種（全額自費）として接種を受けることが可能です。

接種を受けられた後に医療機関から渡される「接種済記録票」を大切に保管し、次の接種を受けられる場合には、かかりつけ医等とよくご相談ください。

5 副反応について

予防接種は、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延予防するという目的がある一方で、極めてまれですが、副反応により健康被害が生じることがあります。この接種券を使い、重篤な健康被害を受けたと認められた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となります。

事前に「接種前の説明書」などをよく読み、十分に納得された上で接種を受けてください。